

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成27年7月16日午後2時00分から4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 男性 60代 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性 63歳 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 女性 69歳 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男性 50代 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 男性 48歳 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 女性 42歳 (以下「6番」と略記)

司会者 北村 和

裁判官 佐藤 弘規

検察官 西連寺 義和

弁護士 渡部 俊介

議 事 概 要

司会者

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
私は水戸地方裁判所刑事部で裁判官をしております北村と申します。よろしく願
いいたします。本日は、私が司会をさせていただきますので、御了解ください。主
に今回の意見交換会では、裁判員裁判における審理が裁判員の皆様にとって分かり
やすいものになっているかどうか、より分かりやすいものにするためにはどんな改
善が必要なのかというところを率直に感じられたところ御発言いただければと思
います。まず、この会の制度の趣旨について、御説明させていただきます。裁判員制
度が始まって6年が経過いたしました。制度を見直すという議論も盛んになってお
りますけれども、この時期に実際法廷に入って裁判員裁判を経験された皆様方の率
直な御意見、御感想をお伺いすることが今後の運用改善に役立つ、非常に重要なこ

とだというふうに考えております。また、今まで裁判員裁判をやっていない方、裁判員候補者となっていない方、その県民の方からすると、一体どういう制度なのか、果たして自分たちでやっていけるんだろうかというふうに心配されている方も少なくないと思います。そのような県民の皆様に、実際体験されている皆さんから生の声、感想を伝えていくことが、これから裁判員裁判に参加される方の不安とか心的な負担を少なくすることに役立つのではないかというふうに考えております。その趣旨で今回の会を設けさせていただきました。最初に今回、裁判官1人、検察官1人、弁護士1人、おりますので、まず簡単で結構ですので、自己紹介をお願いいたします。

裁判官

裁判官の佐藤と申します。どうぞ本日はよろしく願いいたします。水戸地裁には、AとBという2つの裁判体があるのですが、そのうちBの合議体の裁判長をしています。今回参加いただいた中では、1番さんと2番さんと裁判を御一緒させていただきました。その節はどうもありがとうございます。今回は、いずれも争いのある事件に参加していただいた方においでいただいているとお聞きしております。もともと刑を決めるだけでも大変なところ、いきなり応用編に参加されたということでございます。いろんな思いがあると思いますので、そのあたりをぜひ忌憚なくお話しいただければと思います。私がいるからといって遠慮しなくて構いませんので、よろしく願いいたします。

検察官

水戸地方検察庁の検察官の西連寺と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。私は、裁判員裁判の公判を主に担当しております。今日は、裁判員の方々の御意見を直接伺うということで、貴重な機会だと思っております。今後の検察官の公判での活動に生かすためにも忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

弁護士

茨城県弁護士会の渡部と申します。私自身まだ裁判員裁判を経験したことはないんですけども、ここでお話を頂戴したものを弁護士会の方に持ち帰って、茨城県弁護士会全体として裁判員裁判のスキルアップにつながるように努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、話題事項の1番の方から順次進めさせていただきます。大まかな感想、経験された後でこういう変化もあったのかも含めて、まず最初に口を滑らかにする趣旨で順々にお話しただきたいと思ひます。お二人ずつ別々の事件ですので、事案の内容については私から簡単に御紹介させていただいた上で1番さん、2番さんの方からお話を伺ひたいと思ひます。まず、1番さん、2番さんの事件は、暴力団員であった被告人がかつて同じ暴力団の組員であった被害者とトラブルになって、ミートナイフで刺すなどして殺害した事件でした。実際に参加されて、大まかな感想を1番さんからお話しただけですでしょうか。よろしくお願ひいたします。

1番

今回裁判員として選ばれまして、最初はそれほど積極的ではなかったんですけども、せっかくの機会だということで、選ばれたのであれば積極的にやっぺいこうという気になって今回裁判に参加いたしました。今まで裁判というと、ちょっと高いところであつて、裁判官とか検察官、それと弁護士の方たちで決めていた事項に、一般大衆がそういうところに参加してどれだけやっぺいけるかなと、そういう心配がありました。それと私ちょっと目が悪いものですから、余り細かい字は読めなくなつてきているので、最初そういう裁判というところで資料などをどんと出されて、それを読みこなせなくて迷惑をかけてしまうのではないかという心配もしておつたんですけど、実際そこは裁判長から大丈夫ですよという御説明がありまして、それで参加したわけなんですけど、実際には思つたよりそういう書類というのが少なくて、分かりやすい裁判だつたと思ひます。それで、この裁判員制度というのは、民主主義の国家だからこそあるのであつて、そのほかの世界でどういふ国がやっぺいしているか

というのは私も正直分かりませんが、こういうものに参加できるという機会が本当に貴重なものだとということで、それが感想のまず第一です。それで、実際やってみたら結構分かりやすい裁判だったということです。内容的には、重大な犯罪が裁判員の裁判では多いと聞いておりましたので、ちょっとその辺どうなのかなと思っていましたけども、その場では緊張して、なかなかプレッシャーもかかるころがあったんですけども、ほかの裁判員の方も私からするとそれほど変わらないような方ばかりでしたので、リラックスして臨めました。それと、裁判所の方にもいろいろ気を遣っていただいて、凶器のナイフとか、そういうのもありましたけど、それは見たくなければ遠慮してもいいですよとか、最初からそういう形で誘導していただきましたし、プレッシャーを取り除いていただくような、そういう姿勢でやっていただけましたので、そこはありがたかったと思います。そういうことで、この裁判員裁判をやって結論的には、非常に私としては有意義な毎日だったと思っております。

司会者

ありがとうございます。法廷の審理とか評議とかの点については細かくまた聞いていきますので、2番さんからは、やってみてどういう感想だったかとか、やってみてちょっと生活が変わったとか、見方が変わったとか、その辺を中心にお話しただけですでしょうか。

2番

分かりました。1番の質問のみに限ってお話ししますので、よろしくお願ひします。一応文章にして書いてきましたので、読み上げます。3つの項目に分けて、裁判員の選任以前のときの気持ちは、やはり余りやりたくないという気持ちとやってみたいという気持ちがいとも交互に交錯しておりました。裁判員選任が決定した直後は、驚きと信じられない気持ちです。本当かなということ戸惑いましたが、数十秒後には自ら積極的にしなければいけないという気持ちに変化しました。3つ目として、裁判員を経験して、非常によい経験をしたと思います。では、よい経験と

はどういうことかという、薬に例えればワクチンのようなもの、昔の言い方をすれば、良薬口に苦しですか、そのような非日常的な経験、裁判そのものが我々にとっては非日常的経験であり、今後経験できるかどうかはわからないし、それゆえに貴重な経験だったという意味でよい経験だったと思います。

司会者

ありがとうございます。3番さん、4番さんの事件は、交際していた被害者のマンションでその被害者の首を圧迫して窒息死させたという殺人事件でした。3番さん、いかがでしたですか。

3番

私は、前から裁判員裁判に非常に興味を持っておりました。ここに来たときも、ぜひやってみたいという意思が通じたのか、選ばれました。よい経験でした。人が人を裁くこと、人間の本心、これがしっかり分かりました。でも、私が一番よかったのは控訴が却下されたこと。あんなに悪いことをして、また控訴をして無罪になったらとんでもない話です。今やっぱり量刑が低いと思います。だから、1人殺したら相当の刑をもって罰してほしいと思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

4番

私は、裁判員制度が本当にいいものかどうかはまだ分かりません。まだはっきりしないのかなと。いつごろから始まったんですって。

司会者

今6年たっています、始まってから。

4番

裁判員の期間中はどちらかといえば有意義に感じました。選ばれたときも興味はありましたので、考えようかなと思いました。ただ、裁判員制度が本当にいいかどうかというのは、素人がいろいろ判断して、裁判にもいろいろありますけれども、

メンバーによってばらつきが出るのではないかとか、被告人の不利にならないかなというようなことを感じました。

司会者

ありがとうございます。では、5番さん、6番さんに移りますが、5番さん、6番さんの事件は、被害者方の軒先に駐車中の自動車の上に衣類などを置いて、ガソリンをまいた上で、ライターで点火して火を放って、その被害者方に燃え移らせて全焼させたという事件でした。5番さん、いかがですか。経験されて見方が変わったとか、その辺いかがですか。

5番

裁判員の選任があったときにここに来て、約四十数名ぐらい集まった中から8名選ばれて、選ばれた番号がぱあっと貼り出されて、やった、当たっちゃったよというのがまず第一印象です。当たったというか、6年前から裁判員裁判というのはやっていたと思うんですけど、余り浸透はしていないと思うんです、イメージ的に。初めて封筒が来て選任されましたということで意識を持つというのが多分大多数で、私の会社に約60人ぐらいいるんですけど、私が一番目でした。やってみたいというのが率直な意見でした。実際やってみて、見方も若干変わって、悪いことをしちゃったんだけど、悪いことに至ったための悪意があるのか、それともちょっとしたことで起きちゃったのかという、そこら辺の量刑を決める中での葛藤というものが若干あったので、いろいろ今も結構事件のニュースを見る限り、この事件ってどうなんだろうなと思います。今回の私たちの事件は放火ということで、ガソリンをまいたことによるの周りへの被害、よく言われたのが、常識的にというふうに言われると、どこまでが常識なのか非常識なのか、私は一般人ということで、そういった経験がないので、いい経験をさせてもらったかなというふうに思っています。

司会者

では、6番さん、お願いします。

6番

裁判員を経験された大まかな感想ということなんですけども、一言で言うと、いい経験をしたなということです。人には体験できないことを経験して、それまで新聞もよく読むんですけども、事件がニュースで流れても聞き流す程度、気にもしない、興味もないという感じだったんですが、経験してみて、新聞も、何々の裁判が今日から始まったんだ、懲役何年だったんだというのもすごく興味を持って見るようにもなったし、ドラマとかでも裁判シーンをすごく興味深く見るようにもなりました。本当にいい経験させていただきました。

司会者

ありがとうございます。いろんな感想を述べていただきましたので、今度は実際皆さん方が体験した法廷の中での審理について、印象に残った点とか、あるいは分かりにくいと感じた点、証拠の中には見たくなかったような証拠などがあったかもしれませんので、そのあたり特に区別はしませんので、法廷の中で見たり聞いたりしたことについて、印象とか、ここはこう変えた方がよかったんじゃないかという御意見をまた1番さんからお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1番

私の場合は殺人事件で、やくざが絡んだ事件ということで、傍聴席にはそのやくざの組員の関係の方なんかも随分来ておりまして、証人として、よくドラマなんかでは証言台に立ってやりますけれども、それが特殊だったのか、後の仕返しが恐ろしいとか、そういうのもあるのかもしれませんけど、証人の方は一切法廷には出てこなかったんです。それで、テレビの画面を通じて、裁判員の前にはそういうディスプレイがありますから、そこの証言を聞きながら判断をしたと。こういうのは初めてのことでしたし、ドラマなんかでもなかなか出てこないの、それが印象にまず残りました。それと、裁判のときに被害者の方の家族も陰の方に呼ばれていまして、そちらの方もまた別の弁護人をつけて、正直に言えば、極刑にしてくださいとか、そういうようなことを訴えて、涙ながらに泣きわめくような形で訴えていたん

です。それは、心を動かされるということじゃないですけど、そういうのには逆に冷静に判断しなくちゃいけないなと思って、公平中立な視点でやらなくちゃいけないと。その時点では、私も裁判員ですか、そういう形になっていたのかなと思いますけど、それがやはりこの法廷の中では一番印象に残った点です。

司会者

ありがとうございます。実際法廷の中には証人がいらっしやらなかったというのは、別室に証人がいて、ビデオリンクという形でされたんですかね。珍しいやり方ではあるかと思いますが、2番さん、ビデオリンクの証人尋問とかを見て、何かもどかしい感じを受けたとか、あるいは検察官、弁護士の方で尋問され、こういうところがよかったな、悪かったなとかあればお話しいただけますか。ほかの点でも結構です。

2番

印象にまず残った点ですけども、検察官の方の証拠書類が非常に分かりやすかったです。どういうふうにかというと、その一つとしては、被告人と被害者との関係が時系列で記載されていたことです。2番目が事件に至るまでの状況が時系列で記載されていたことです。それから、3番目としては、事件現場での平面図とか現場写真があったので、分かりやすかったと思います。逆に分かりにくいと感じた点は、被害者並びに被告人の事件以前の家族と一緒に写っている写真がその証拠書類の中に掲載されていたんですけども、検察官の方並びに弁護人の方の掲載する意図がわからないんです。つまり今回の私が参加した裁判の争点にどのようにその写真が関係するのか、その意図が全くわからないんです。悪い言い方をしたら、裁判員の方の情に訴えているのかなと。僕たちは、それは捨てて、公平公正に客観的に見るのが裁判員の義務だと思っているので、その意図を教えてくださいたいと思います。あと、被害者の遺体写真についてなんですけども、私が参加した公判に使用された証拠写真は、分かりにくいとまでは断言できませんし、過去にストレス障害となった件があるので、鮮明な写真を求めるということは控えますが、できれば、余りぼ

かしたような写真ではなく、私が参加した公判に使用した写真の映像レベルは今後も保持していただきたいと思っております。あと、これも新聞からの抜粋ですけども、今年の3月、宮崎地裁で判決があった殺人事件の裁判員裁判で、裁判員の心理的負担を減らすために、公判では遺体の写真がイラストで代用されたと新聞に記載されていました。私の感想は、写真の鮮明度を落としたもの、例えばカラーを白黒にするとか、それにイラストとの併用を提案したいと思います。あと、今回の公判の中で何箇所か刺された傷跡の写真が出ていたんですけど、例えばナイフ等で刺したとき、法医学的に角度が幾つとかというのは、今検察官の方にお答えしていただかなくて結構ですけど、わかるんでしょうかという質問を残して私の意見とさせていただきます。

司会者

ありがとうございます。1番さん、2番さんが参加された事件だと、具体的には遺体の白黒写真があったんですか。

2番

はい、そうです。

司会者

あとは、人体図もあったという感じですか。傷口の写真ですか。

2番

はい、そうです。

司会者

カラー写真だったんですか。

2番

いいえ、白黒です。

司会者

では、3番さん、4番さんの事件でお話しいただけますでしょうか。遺体の写真、どの程度だったか、覚えていらっしゃる範囲で結構です。

3番

写真は、顔は隠してあったと思います。それで、これといった衝撃的な映像はありませんでした。あの程度でいいと思います。それから、審理のときなんですけど、同じことを何回も何回もおっしゃったような気がします。それと、人によってなんですけど、早口で小さい声ではっきり聞こえないときがありました。それは、こうやってお隣さんとお話しするときにはいいんですけども、大きなところはしっかりゆっくりはっきりと言うと説得力がありますよね。だから、公のところでお話しするときは、検察官、弁護士ともに大きな声でゆっくりと、誰にもわかるように説得力のあることで話していただきたいと思いました。

司会者

1番さん、2番さんの事件では、証人尋問がビデオリンクでなされたということでしたが、3番さん、4番さんの事件だと、珍しいものとしては取調べの状況あたりかと思いますが、何かそこで覚えていらっしゃることはありますか。

3番

あれは本当に俺が悪かったと、すごくざんげしていましたよね。俺は死刑でも無期懲役でもいいと言って、すごくあそこが一番印象的でした。最初からやっていなければやっていないと言いますよね。あの衝撃的な映像は非常に大切なものだと思います。

司会者

どういう理由で有罪にされたかは差し控えてもらって結構なんですけど、割とあそこで鮮明な画像とか映像が得られたという感じですか。

3番

あれは非常によかったと思います。ああいうものはどんどん見せていった方がいいと思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

4 番

3 番さんが言われましたように、写真、被告人のビデオですか、あれで自分で白状しているような感じでした。この事件は、大体そんな複雑なものではなくて、犯人らしき人はあの被告人ぐらいしかいないなど、ほぼもうそういう感じでした。審理においては、公判前の整理手続、そこですごくやられていて、裁判官と弁護人と検察官とそこである程度かなりもまれた上で裁判員に説明していただいていると思うんですけど、その公判前手続は実際どんなのかなと。そこにも裁判員が入れたらというような気がします。

司会者

確かにこの事件、起訴されてから実際の法廷が始まるまでの時間が割とかかっている方で、その間に弁護士の主張が少しずつ出てきますので、それに対応して検察官が反論の準備をどれぐらいしていくかというところで割と時間かかったかなというふうに思います。最終的には有罪になったということですが、弁護士、被告人の立場としては、自分以外に怪しい人がいるんですという主張が出てきます。検察官としてはある程度裏づけの捜査をした上でそれに反論したいということがあったので、そういうせめぎ合いですか、それに割と時間がかかったかなというふうに思っています。

4 番

公判前手続だと、もっと我々が見ていない証拠物件というんでしょうか、そういうのがあったのかなというように気がしているんですけど。

司会者

検察官、弁護人は、証拠は全部御覧になっていますけども、裁判官は、公判で初めて証拠と触れるので、証拠を見ることは公判前手続はできないんです。できないんですけども、言い分として、こういう可能性がある、犯人の可能性があると主張は出てくるので、それに対して検察官はどう対応されますかということで、次の公判前までの間に決めてくださいという手続で進めています。では、5 番さん

の方、いかがでしょうか。殺人事件ではなくて放火の事件ということで、特徴的な証拠としては実験、あのあたりですか。

5 番

そうですね。印象に残った点ですと、実験もそうなんですけど、情状酌量で奥さんが証人として出てきまして、涙ながらに情状を訴えたんですけど、変な言い方をすると、被告人は平然とした状態で前を見て座っていたというところにちょっと印象が強く残りました。分かりにくいと感じた点というのは、裁判の中で証人の方が何人か出てきたので、結構登場人物が多くて、その人たちの相関図がいまいちつかみにくかったというところが、ちょっと分かりにくかったので、もし登場人物を明確にするのであれば、そういったところの相関図というのを裁判の中で出されると、一般の方々はこの人とかこういう流れなのねというようなことが分かりやすかったのかなというふうに思っています。見たくなかった証拠というのは特になかったです。ただ、検察側の証拠となる実験が5回やって2回しか成功していないということもあったので、そういったところの検証実験というのをもうちょっと分かりやすくしてほしいと思いました。ビデオを見たんですけど、撮影する方向がちょっと見えにくくて、裁判員には理解することがちょっと難しかったのかなと思います。

司会者

今の点を補足させていただくと、事件自体は、車に布を置いて、ガソリンをまいて、その火が、家の近くの車だったので、家に火が燃え移るかというところが問題になった事件でした。同じ家を燃やすわけにはいきませんので、警察の方で車と建物に模した模型みたいな仮設のものをつくって、それで同じようにガソリンをまいて火をつけて、本当に家に燃え移るのかどうかという実験を5回やったということです。5回やって、5回とも火がつけば、どちらか結論は出るのかもしれませんが、5回やったけど、2回しか実際には燃え広がらなかったと。そういう証拠を見て、本当に家にまで燃え移ることがわかっていたのかどうかというところの判断を求められたという事件でした。6番さん、いかがですか。実験の話とか、あるいは

分かりにくいビデオ，解像度が悪いビデオが証拠の中に出てきたのを覚えていらっしゃいませんか。

6 番

私が思ったのは，無駄だなと。その5回やったうちの1回目，2回目，何でベニヤでやるのと。そのためにお金を使っているだろうし，再現実験なら再現実験で，最初から5回目と同じ状況で1回目からやったら，そんなに再現実験をやる必要もなかっただろうし，家の構造と似たような感じでやったんですけども，枯れ草もあったんですけども，実験の1回目，2回目ぐらいは枯れ草も用意されていなかったですし，その1回目，2回目はやらなくてもよかったんじゃないかと思いました。時間も無駄だし，お金も無駄だし，そのための人数も使っているだろうし，そういうことを考えてしまいました。あと，分かりやすかったかという点ですが，弁護人の説明も分かりにくかったですし，初日は検察官の説明もちょっと分かりにくくて，何を言っているのかなというのは印象深かったんですけども，弁護人は語りかけるような話しかけるような，裁判員に訴えかけるような感じで，すごくそれは印象に残っていて，上手だなという感じは思いました。あとは証人の順番ですが，一番みんなが緊張している初日に一番肝心の証人が出てきてしまったのですが，私たちは緊張していたため聞いていることが頭に入らないような状況で，ふたをあけてみたら，一番最初の人が一番肝心の証人だったというのが後から分かりました。また，5番さんが言ったんですけど，そのときに登場人物が何人か出てきて，この人誰なのということによくみんなで話したりしていたんです。

司会者

たまたまなんですけども，3番さん，4番さんの事件と5番さん，6番さんの事件は同じ弁護士が担当されたようですね。3番さんのお話の中で，声が聞こえづらかったとか分かりづらかったというお話があったと思いますが。

3 番

それは検察官の方です。国選弁護士の若い方はよくやりました。

司会者

今いろんな御意見が出ました。立証の順序，6番さんの意見を聞いてすごく新鮮だったのは，法律家から見ると，一番インパクトの強い証人を先に持ってくるのが得策ではないかと考えてしまうんですけども，裁判員の方から見ると，緊張しているときにいきなり持ってこられてもというのがすごく今いい意見だったかと思えますので，検察官，弁護人の方で何か今まで審理についての御意見を踏まえて参加者に聞いてみたいこととか感想とかございますでしょうか。

検察官

皆さんの御意見，大変参考になりました。はっきりゆっくり話すということは，私たち常に心がけていることなんですけども，いざ法廷で本番を迎えてしまうと，それが頭から離れてしまって，なかなか分かりづらい説明になってしまうということがあるのだと思っています。まだまだスキルアップをして，今後しっかり裁判でできるようにしていきたいと思っています。それと，証拠の必要性であるとか，この証拠は何のために調べているのかということがなかなかまだ伝わっていない部分があって，そこは検察官としては，きちんと必要性をしっかり吟味して，この証人は何のためにどういうことを聞きたいから今話を聞いているんだ，あるいはこの写真はどういうことを検察官は証明しようとしているんだということがわかるような立証を行わなければならないと痛感しました。

弁護士

皆さんの御意見，大変参考になりました。私の方からちょっと聞いてみたい点としては，公判で実際証人や被告人が話をしたかと思うんですけど，その後に裁判員の方からも質問する時間というのが設けられていましたが，そのときに自分で思っていたことや聞きたいことというのはずっと聞けたのか，それとももやもやしているうちにその時間が終わってしまったとか，ほかの人が質問している中で遠慮して言えなかったりとか，そういうことはあったのでしょうか。

4番

私はありました。後で後悔しました。先ほど申しましたように、割と犯人がはっきりしているような裁判だったんですけど、その中でほかに犯人の可能性のある人がいなかったということで、警察が怪しい可能性のある人をいろいろ調べまして、その結果を報告されたんですけど、そのときは具体的にどういう人を取り調べたという詳しいことは言わずに、問題のある人はいませんでしたというぐらいで終わったような記憶があるので、そこは裁判員としてもっと細かいところまでいろんな人を調べて、そこも突っ込んで聞けばよかったかなと思います。

司会者

では、3番さん、お願いします。

3番

最後に何か一言ありますかと言ったときに言えなかったもので、言いたかったことは、あなたは刑を認めて、刑をしっかり終えて、まだ若いですから、出直してくださいと言いたかったけど、遺族のことを考えると言えませんでした。

司会者

いきなり裁判員の方に質問どうですかと振っても、法廷ではできないのが普通です。大体反対尋問が終わった後に20分ぐらい休憩をとって、評議室の中で皆様方で聞いてみたいこととかをホワイトボードで書いたりして、なるべく質問がかぶらないようにしたり、あるいは補充裁判員は質問ができませんので、補充裁判員の目から見て何か疑問点とか聞きたいことをほかの人にも振ってみて、裁判員の口から聞ければ、裁判員に質問を振ったり、そういう調整はしていますけども、裁判官もそうなんですけども、後から聞いておけばよかったというのが残ってしまうのはしょうがないかと思います。では、評議の方に話題を移させてください。今回の事件だと、1番さん、2番さんが佐藤裁判長のグループでやられて、3番さん、4番さん、5番さん、6番さんの事件は私のいわゆるA合議の方でやりました。A合議の中でも、右陪席、真ん中ぐらいの年代の裁判官が違いますので、メンバーも違いますし、話の進め方とかも若干異なっていたかと思います。実際の評議、時間の

配分とか、話合いの雰囲気づくりがうまくいったのかとか、あるいは結論を出すに当たって、ここはすごく難しかったな、時間かかったなと思うようなところで御発言をいただければと思います。1番さんからよろしいでしょうか。

1番

まず、評議の時間配分とか雰囲気、これはおかげさまで私は非常に恵まれたなと思います。同じように順番にそれぞれの意見を述べたわけですけれども、その持ち時間とか、そういうものも同じように適当に配分していただきましたし、私のところが担当事件では結構それぞれの意見を活発に述べられたのではないかと考えております。裁判長のリードでやっていただいたと思います。そこら辺はうまくいったんじゃないかなと考えております。それと、難しかったというか、判断が難しいと思ったところがありますかということですが、今回の事件では、被告人は最初から無罪を主張していたわけじゃなかったんです。ただ、殺意を否認したと。そこが争点で、殺意があれば、これは殺人罪、それがなければ、傷害致死罪というんですか、量刑でも全然変わってきますので、そこら辺が争点で、それを判断するのに、証拠とか、そういうものをもとに評議の中でもみんなで検討したわけですが、殺意というか、その人の心の中ですから、それを判断するというのは非常に難しいと思いました。弁護人は、刃物を振り回していたら刺さっちゃったんだとかという話で殺意は否認されていましたが、結果的にはこれは殺人罪になったわけなんですけども、殺意があったかないかで全然量刑の面で変わっちゃうので、そこら辺で正確に判断しないと、被告人であっても、その人に将来的なもので誤った判断をしてはまずいかなというところでのプレッシャーはありました。

司会者

では、2番さん、お願いします。

2番

時間配分や雰囲気という点に関して、我々の裁判の場合は、裁判長及び裁判官から大変気配りをさせていただいて本当に感謝しております。ありがとうございます。

例えば、公判がタイムスケジュールよりも延びたとき、休憩時間を少しカットして時間調整をされましたけども、その御厚意に関しては私はすごく賛同しております。個人的には、終了時間が30分なり40分延びても、大切なのは早く帰ることじゃなくて真理を追求することなので、個人的には延びることは構わないと思っておりますけども、裁判員の中にも小さなお子さんがいらっしゃる場合がありますので、時間に関しては十人十色、いろんな意見があると思います。2つ目の判断が難しいと感じた点はということで、いかなる裁判も、人の運命を決めることへの心の重さ、これは裁判員に重くかかると思います。だから、それが判断を難しくしている要因だと思われま。言い方を変えれば、難しくない裁判は一つもないんじゃないかと思ひます。ですから、裁判員は裁判長、裁判官の方々と協力し合っ、その心の重さを克服しなければならないと思ひます。やればできると思ひますので、これはこれから裁判員になる方々へのエールも含めて、やればできる、頑張れという意味です。

司会者

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。評議のところなんですけども、A合議では順番に当てていったりはしていなかった感じがしますが、どうでしょうか。

3番

そうですね。私たちは、言いたい人が言っていましたね。それで、評議はとてもよかったですと思ひます。私生活のことを話しながら明るい雰囲気と和気あいあいにやりました。私が70歳で多分私が一番年上だったのかな。若い人もいて、皆さんそれぞれ個性が強過ぎて、でも、とてもいい評議をやったと思ひます。

司会者

今2番さんの方から、法廷の時間がずれたり長引いちゃったりするとどうなのかという話がありましたけど、その辺って何かありましたか。

3番

それは全然大丈夫です。ただ、電車で通う方は路線によっては本数が少ないので、その辺を考慮して時間内に終わるようにした方がいいと思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、評議についていかがでしょうか。

4番

評議は非常にスムーズで、スムーズにいき過ぎたというか、むしろもっと遠慮せずに、時間を気にせずに、帰れなくなるかもしれませんが、裁判員が早く帰らなくちゃいけないかなとか、そういうことは気にせずに、必要があれば、遠慮なく時間を延ばしてやっていただいた方がいいと思います。

司会者

念には念を入れて、みんなが同じ方向に走っているときには、もしかしたら間違っているかもしれないという目でもう一回見直すみたいな形でもうちょっと見た方がよかったんじゃないかなという感じですか。

4番

時間に余りとらわれずに、こちらもこういう経験はないし、何とんでも被告人とか亡くなった方とか、そういう特に重大な事件であれば、後悔が残らないようにやった方がいいと思います。

司会者

ありがとうございます。では、5番さん、お願いいたします。

5番

時間配分や雰囲気は、私たちのチームは結構和気あいあいというか、活発な意見も出し合って、雰囲気は別に悪くはなかったというふうに感じています。昼休みなどの休憩時間は和気あいあいとやった感じかなというふうに思っています。判断が難しいと感じた点は、被告人が火をつけて、その火が家に燃え移るとは思っていなかったというところが一番の私たちの中での争点でした。ガソリンをまいて火をつけるという何らかの故意が発生すると、その故意が強いのか、それともたまたま起

きちちゃったところに出てきたのかという、その判断の材料がどっちに転ぶのかなというところで、常識的に言って、ガソリンをまくという行為というのは、一般的に見ると一番危険だし、危ないという判断から、どっちかなと。あとは量刑ですね。検察官が最初に冒頭で求刑何年、弁護士も求刑何年というふうに言ったときに、どっちに転ぶのかなと。例えば、私たちがちょっと思ったのは、悪いことをしちゃった人には、償い、反省というのは、刑務所に入ってもらって、より真つ当な人間になってもらいたいと一般の人から見たら感じる。だけど、こういう裁判をやっていくと、同じような悪いことをしちゃって、再犯しちゃっているということから見ると、本当に悪いことをしちゃったら重い刑にした方がいいのかもしれないですけど、若い人には更生の道をつけてあげないといけないかなというところの判断というか、決めるところが一番私は難しかったのかなと思っています。

司会者

6番さん、評議の覚えているところとかお話いただけますか。

6番

私は、もっと評議をしたかったと思いました。特に最終、懲役何年と決めるとき、そのときの時間がもっと欲しかったですし、もっといろんな意見を話して最終で決めていきたくったなと思って、時間がちょっと足りないなと思ったのと、あと判断が難しいというのは、毎日家に帰ってもずっとそのことを考えていて、電車の中でも家に帰ってもその裁判のことが頭から離れずにずっと考えていて、これが数箇所も続いたらちょっと精神的に参っちゃうんじゃないかなと思うんですけど、私たちもみんな活発な意見で言いたいことを言って、こうじゃないの、ああじゃないのというのができて本当によかったなと思いました。あとは、これってどうなんですかねと言ったときに、検察官が突っ込んでいないから、それはいいんじゃないとかという曖昧な感じが、触れちゃいけないことが裁判にはあるんだなというので、一般の考えとは違うんだなというのは感じました。

司会者

被告人に不利な話なんだけど、検察官が主張していないので、そこは余り突っ込まない方がいいんじゃないかという指摘があったということなんですかね。裁判員の方から見ると、どっちが主張したかとかじゃなくて、真相を確認しておきたいという気持ちが強いということなんでしょうかね。あと、量刑の話が少し出たんですけども、評決のとり方、多分AとBは違って、ちょっと御紹介させていただくと、なかなか何年ですかというのはピンポイントで言えないので、A合議では、まず量刑の説明をして、グラフを見てもらった後で仮投票という形でやっていました。仮投票も、手を挙げて何年というのではなくて、小さな付せんに、〇年って書ける人は書いてもらおうし、〇年から〇年の枠でとりあえず考えていますというのをまず第一段階で書いてもらって、ホワイトボードに貼りつけて、大体この裁判体の中ではどれぐらいの枠で分かれていますねというのが見えるようにした上で、そこからもう一回、例えば一番上の人の意見、一番下の人の意見を聞いてみましようかということで、少しずつ歩み寄りができるればいいかなという形でやっていったかと思えますけども、B合議はどういう感じでしょうか。

裁判官

常に同じやり方をしているわけではなくて、必ずしもそんなに違わないのかもしれませんが、いきなり何年ということではなくて、量刑のグラフを踏まえた上で、この事件、一つ一つ犯行のやり方、もっとひどいやり方はないだろうかとか、そういうことを皆さん議論した上で、考えられるこの同じような事件の中で上のほうか下のほうかというような話をして、幅のある何年から何年ぐらいかなと。ピンポイントでそのときおっしゃる方もいらっしゃるので、そのときは皆さんでアットランダムに出して行って、1周終わったらまた休んで、やっぱり変えますとか、そういうのをずっとやって行って、最後に固定したなと思ったところで手を挙げてもらって評決をとったりしています。

4番

アットランダムに過去のデータの実績から何年ぐらいかなというのを決められる

と思うんですけど、そのデータというのは、例えば何年間かかったら改訂するとか、あるいはもっと性格の違う異なる事件ごとに分けたデータがあるとか、どういうふうになっているのでしょうか。

裁判官

量刑の分布データは、検察官も弁護士も共通に裁判所がつくっているもので、裁判員対象事件じゃないのも入っているんですけども、皆さんが判決をしたら順次そのデータが入っていくことになるので、常に成長していっているデータになります。それと、あれは細かいところを逐一同じものを探したりとか、そういうものとして使っているわけではなくて、大まかな量刑の傾向、ぴったりということは全部見ないとわからないので、大体の形として見て、大まかにどのくらいか、そんな感じで使っている位置づけとして考えています。

4 番

個々の事件で微妙に変わるのかなという気がするんですけど、実際そこまでは考慮できないのですかね。個々の事件で、残忍さがちょっと違うとか、例えば殺害した場合であれば、その殺された人の年が若い人なのか年輩の人なのかとか、それによって量刑が変わるのかどうか分かりませんが、そのもととなっているデータ、グラフを見ながら、特殊な部分があれば、その事件の場合は例えばこういうことが違っているというのがあれば、それは微妙に加味されているのかなと。

司会者

データ自体には、殺人だったらどういうやり方で殺したかとか、被害者との関係とかも全部入っていますので、例えば凶器を使った事件だけグラフを見てみましようということもできますし、あるいは男女関係とか家族関係とか、あるいは通り魔的なものとかによって刑がかなり変わってくるかと思うんですよね。でも、個々の事件で証拠が違うので、なかなか同じ証拠で同じ事件というのは多分ないかと思うんですよね。あくまでも日本の裁判の中で、殺人事件だったら大体どこからどこまでぐらいで量刑しているのかと大まかなところを御覧いただくのが一つのポイント

だと思っんですよね。殺人事件だと、いわゆる法定刑というか、刑法で定められているのは5年以上と言っているんだけど、中には5年より刑を下げているのもありますよというところも見てもらわなきゃいけないですし、上は死刑まであるんですけども、死刑というのはよっぽどの事件じゃないとないんだよというところもきちんと踏まえてもらわなきゃいけないので、大枠として大体どれぐらいで刑が決まっているのかというところを見てもらうのがメインだと思います。事例一覧というのも出せるんですけども、それをみんなで証拠みたいに読み込んで、これとこれとが違ふとかいう議論はしていないと思います。ほかに量刑グラフの話で、1番さん、2番さんとかは、グラフを見て分かりづらかったとか、あるいはもっとういう感じでほかのグラフを見たかったとか、何か記憶ございますか。

1番

グラフといっても、過去の判例をまとめたものでしょうから、それまでそういう形で判断されてきたことですから、それを真ん中に据えて、我々はうなずくというのがいいのかなと思っています。

司会者

2番さん、いかがですか。

2番

私たちの場合の争点は、殺意を持った殺人か傷害致死かということで、この二つのデータですか、これに絞り込まれていたもので、余り違和感も疑問もなく、これでいいんだなと思っておりました。

司会者

評議の内容についての御意見が出ましたので、検察官、弁護人の方から何か御質問とか聞いてみたい点とかございますでしょうか。

検察官

皆さん評議がスムーズに進んだというお話だったと思いますけれども、法廷の中で検察官や弁護人が提出した証拠だけを見て、それがしっかり記憶に残って、その

まま評議ではすぐに話合いに入っていけるような状況でしたでしょうか。それとも、まだ法廷では分かりづらい点があったので、確認しないと評議には入っていけないような状況だったでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

1 番

法廷では、検察官がそれに対していろいろ説明をされまして、証人がそれに基づいてこういう形でやりましたというようなことを言ったわけですけども、先ほどもちょっと申しましたが、被告人は、無実を訴えるとか、そういうことじゃなくて、罪に対してはもう認めておりましたので、今2番の方が申されたように、それが殺人罪なのか、それとも殺意がなかったのかということで判断をします。そういう中で、結果的には検察側の主張が認められたんですよ。弁護人はちょっと大変だったのかなど、私は個人的にそう思っているんですけども、検察側の主張はそういう意味でも分かりやすかったと思います。

2 番

先ほど申し上げましたように、検察官の資料は分かりやすかったです。ただ一つだけ、これは僕の感覚ですけど、刺された角度ですか、被害者は183センチなり185センチぐらいの身長があって、被告人は166,7センチと低いんですよ。そうすると、低い人が高い人を刺せば、下からこういう角度になりますよね。ところが、もしそれが上から下へ入っていれば、身長のある被害者はソファーに座っていたんじゃないかと思うんです。そういう意味で、この入射角というんですか、これがもし科学的、医学的に入っていたら、もっと説得力があったなと思います。

司会者

3番さん、評議室で証拠を見返したかどうかなんですけど、評議室の部屋の中で書類を全員で見直したりとかしましたか。

3 番

それはよくやりました。それで私たちが納得して承諾したものがあります。何回も、ちょっとしつこいかなと思うくらいやったはずでございます。

司会者

論告の紙は必ず手元に置いて、そこはチェックしていったんですけど、法廷のビデオとかをもう一回全員で見直したりとか、出された書類を全員で読み直したりとかはしましたか。

3番

しました。私たちもメモをとったんですけど、書いてある方がはっきりわかってよかったなど。これだったらメモする必要なかったなど、そういうところもありました。

司会者

証言とか聞く前に、あるいは証拠を後で出すので、一々全部メモしてもらわなくて結構ですというのをできれば検察官から言ってもらいたかったと。

3番

それはそうでした。私たちも初めてのことだから、何か聞いてメモしないといけないと思って、一生懸命メモに気をとられて、聞く方、メモする方が半々でした。結局最終的には、今日の出来事じゃないけども、あれをちゃんと書いたりなんかして説明してくださいましたね。だから、あれは何だったんだろうと、そういう思いはいたしました。

司会者

5番さん、6番さんの事件で、これ結構覚えているんですけど、割とビデオを見直したりしましたよね、燃焼実験のときとかは。

5番

しましたね。あとは、証人尋問のときにどんなことを言っていたのかということも何回かあって、ああ、こう言っていたね、だけど考えると、つじつまがちょっとおかしいよねぐらいの議論は結構何回かやっていたので、見返すということは何回かやっていたので、そういう点では評議の内容は結構よかったのかなと。

司会者

分かりやすく記憶に残りやすかったかについて、6番さん、何か覚えていることありますか。

6番

配られた冒頭陳述はすごく分かりやすかったですし、話し合っていくと論点がずれていってしまって、でも何が問題なのかということとかも書いてあるから、もう一回戻ってそのことについて話したりとかもできました。

司会者

論告も多分紙で渡されて、それをもとに評議してきたと思いますけど、やっぱり紙の形でベースがあった方が話し合いもやりやすかったという感じですか。

6番

やりやすかったですし、ビデオをあのときこう言っていたよねというので巻き戻して、ああ、言っている、言っていると。どうしても聞き逃しちゃうということもあったので、確認の意味でビデオを見直して、こう言っていたよねというのをみんな確認したりするというのはよかったと思いました。

弁護士

恐らく評議のとき、裁判官は裁判員の皆さんに影響を与えないように多分控え目に議論を進めていかれたと思うんですけども、逆に裁判員の方から、もうちょっと裁判官にこういうことを聞いたかったなとか、そういう思いをしたことというのはありませんでしたか。裁判官ってこのときどういうふうを考えているのかなとか、そういう疑問を持ったりとかということはありませんでしたか。

司会者

6番さん、差し支えなければいいんですけど、もう少し休憩時間に裁判官と話したかったという御希望があったように記憶していますが。

6番

ありました。

司会者

確かにそこはすごく裁判官も反省していて、休憩時間とかで裁判官室に戻ってきて、何かほかの決裁をしちゃったりとか、そういうのをやっていて、余り休憩時間に事件と関係ないことを話す時間が5番さん、6番さんの事件では少なかったかなと、そこは本当に反省しています。

6番

裁判員と裁判官が一線を引くのが決まりなのかなと思っていました。

司会者

なれ合い過ぎないみたいな感じですか。

6番

そうです。それが決まりなのかなと。

司会者

そうじゃないんですよね。でも、そういうふうを受け取られてしまったのは、こちらのミスだったと思います。5番さん、いかがですか。

5番

裁判官に直接何か言いたいかというところは、特になかったです。先ほど言っていたように、休憩のときは、せっかく裁判員の立場でみんな来られていたので、この事件だけではなく、ほかの事例でこんな苦労があったんだよぐらいの話などをざくばらんに休憩時間のときに話していただけると、ほかの事件とかにもちょっと興味が湧いてくるのかなという思いはありました。

司会者

4番さん、いかがですか。もう少し裁判官と話してみたかったところだとかは。

4番

結構話していただいたという記憶があるんですけど、本当によく説明していただいたと思います。

司会者

裁判官がなるべく意見を評議の場でも言うべきじゃないという考え方もあるかと

思うんですけど、僕は余り遠慮していなかったと思いますし、裁判長が最初に意見を言うと、どうしてもほかの方が気おくれしてしまうので、なるべく後に言いましょうという方もいらっしゃるんですけど、余り僕は遠慮はしていなかったかと思いますが、そうすると誘導になっちゃうこととかもあるので、そこは心しなきゃいけないんですけども、1番さん、2番さんの方はどうでしたたか。

1番

私たちは、もちろん評議のときには真面目な顔をして、裁判長の方をちょっと怖い感じでこうやっていましたけども、お昼休み時間など、そういうときにはプライベートな話なんかも出たり、それとあと6日間、私どもはやったんですが、1日だけ、皆さん、一緒にお昼でも食べませんかという裁判長のお誘いもありまして、私はコンビニでいつも買っていたんですけど、1日だけ御一緒させていただいて、みんなの中で和やかに話をしたりとかして、そういう意味では本当にいい感じでした。

2番

私も1番さんと同様、食事会は6人プラス2人、プラス裁判官、裁判長、厳しい中にも和やかな人間関係が構築されたかなと。非常にいいアイデアだなと思っております。

司会者

3番さんの事件って食事会しましたか。

3番

私たちもお弁当をとって、ほとんどの人がお弁当を食べました。それと、自己負担ですが、裁判官を含めて10人で、おいしいところで御飯食べてきました。とても楽しかったです。

司会者

ありがとうございます。途中で食事会を入れるというのは、B合議がやられていたので、そこはすごくよかったということなので、A合議もまねしてやるようには

しています。では、時間も大分押し迫っていますので、最後の負担のところ、日程調整とか苦勞された御経験がある方とか、ここをこういうふうに変えた方がいいんじゃないかと。先ほど審理時間がちょっと延びてしまった事件があったようですが、長引くようであれば2日に分けるとか、いろんなことが考えられるかと思いますが、自由にこういうふうにした方がいいんじゃないかと御発言いただけますでしょうか。いかがですか。

4番

私の場合は、裁判員に選ばれたときはたまたま研究開発がほとんど私一人だけでやっていたようなものがテーマでしたので、上司とその関係というのはできて、ほかの人に迷惑かけるようなことはなかったんですけど、弊社の場合、交代勤務がありますので、もし選ばれるようであれば、比較的早目に通知が来ると思うんですけど、周りの人に許可をもらって、なるべく早く連絡いただければ、よっぽどのことでなければ、出られないことはない。

司会者

1番さん、2番さんの事件が7日間、3番さん、4番さんの事件が10日間、5番さん、6番さんの事件が9日間ということで、結構長期間にわたっていたんですけど、選任の日って覚えていらっしゃるでしょうか。この部屋に入って、選ばれました。実際法廷に来るのはこの日ですよというふうに、間が少しあいていたかと思うんですけども、それぞれ何日あいていたかはちょっと覚えていないんですけど、もう少しあけた方がいいのか、そんなにあけると、緊張がずっと続きっ放しになるから、選ばれたらすぐ始めた方がいいんじゃないかとか、御意見、1番さん、2番さん、いかがですかね。

1番

私の場合は、リタイアした身分ですので、毎日が日曜日で、特にその日程に関しては、異論というか、ほかに感じたことはなかったです。その日程に関しては、特に何も問題ございませんでした。

2番

私も同じくリタイア組ですけど、初日ここに来てから、たしか5日後ぐらいだったと記憶しているんですけど、意外と早かったなど。でも、それぐらいでちょうどいいのかなと。あくまでもリタイアしている側の立場ですから、いろんな状況の仕事についている方によって御意見は違うと思いますけど、あとこれは自分自身、自分の年齢、60代ですけど、気持ちは50代なんですよね。ところが、意外と疲れたんです、2日目に。間に1日休みがあったので、精神的にあれですごく助かりました。それは裁判所の御都合でしょうけど、3日間なり5日間なり連続だったらちよっと参ったと思います。

3番

別にありませんでした。スケジュールは、あのおりでよかったと思います。

4番

日程は、特に問題ありませんでした。事前にいただければ、問題ありません。裁判員に対して余り遠慮していただかない方が、いいのではないかと思います。お客様扱いされない方が、裁判員として選ばれた人は覚悟を決めて出てきていると思いますので、裁判員にとって、もっとこうしたらいいんじゃないかなというようなところがあれば、遠慮なく裁判員に言った方がいいのかなというような気がします。

5番

私の方の日程は、5日後ぐらいですかね、来てくださいというふうに来て、そこから始まって、1年ぐらい前から選任の候補者になったときにもう会社の方には伝えていました。いつ来るかな、いつ来るかなと思っていたら、ちょうど2月、あと一、二箇月待てば当たらなかったのになという思いもあったんですけど、選ばれて初めて会社の方に伝わっちゃう。だったら、こういう制度というのはある程度企業の方に浸透させておくべきかなと。というのは、当事者になっちゃうんですけど、会社ぐるみでそういったところの裁判員制度のバックアップ態勢を確立しておかないと、先ほどあったように、交代勤務だったり、すごく仕事がたまっちゃって、8

日間とか10日間も仕事をあけなきゃならないというところがあるんだったら、そういったところを会社ぐるみ、全国の会社ぐるみの中でそういった情報を常に裁判員制度というものに対する認識をもっと高めていけば、経験もないですし、ほかの一般の方々とかもあれですけど、選任されるということは、ある程度裁判員候補者という認識を持たれるためにも、参加できるかどうかわからないですけど、こういう裁判の事例がありますので、一度傍聴に来てくださいますかとというふうに1回か2回傍聴を見ておくだけでも、受ける側とか構えというのも少しは変わっていくのかなという思いはあります。

6番

私は、仕事をしているんですけども、企業のほうにもっと裁判員制度の重要性とか、そういうのを伝えていかなければいけないのではないかと思いました。私は、会社では変人扱いとか、そんなに行きたいのという感じで言われました。そんなの断っちゃえよと社長と部長に言われて、何で行くのと言われて、私は参加したかったので、行ったんですけども、結局9日間欠勤なんです。なので、私個人の意見としては、午前中に終わろうと何時に終わろうと1日分の日当を出していただきたいなと思ったんですよ。間に明日はお休みですという日があったんですけども、その日は当然仕事に行かなければならないんですけど、裁判のことで頭がいっぱいで、仕事が手につかなかったです。なので、間に休みは私は必要なかったかなと思いました。

司会者

裁判員制度が始まったときは、午前中に選任手続をやって、午後からいきなり裁判を始めていたんですけども、それだと仕事のやりくりもつかないの、選任されてから裁判を翌週に入れるという感じになっていきますし、5日間ぶっ続けでやるというのはそんなに珍しくなかったのです。初めのころは。でも、正直なところ、裁判官も5日間ずっと法廷に入っていると本当にへとへとになってしまうので、皆さん方とクリアな頭で臨むには、間に1日ぐらい休憩とか、休める日をとった方

がいいんじゃないかということで、間に休みを入れる日程が割と増えているかなと思いますけど、本日の御意見を参考に今後も考えていきたいと思います。ありがとうございます。最後ですけど、これから裁判員になられる方に、あなたが選ばれたときにどうですかというところをメッセージとして、一言ずつで結構ですので、1番さんからお願いできますでしょうか。

1番

その前に、ちょっと延長線よろしいですか、一言だけ。今6番の方が欠勤扱いで出てこられたということを言っていましたけど、この最後の参加しやすくするためのということですけども、私どものグループでもそういう方がいたんですよ。それで、その方は欠勤扱いで出てきたんですよと言って、しかも遠いところから出てこられたんです。ただ、そのほかの方にもいろいろ聞いてみましたら、大企業の方はみんな有給制度があるそうです。みんな有給で来ていますと言っていました。そういう意味で、今後そういうところの不平等をなくすような形で、裁判員制度をこれからもずっと進めていくということであれば、積極的にそういうところを解消して参加しやすいようにしていかないと、そういうなかなか参加しづらい人も出てくるので、やはりそれはマイナスなんじゃないかなと私は思います。それとこれから裁判員になられる方ですね。裁判員を経験した者として、やはりこういう体験というのはなかなかできないと思います。まず最初に、無作為抽選と聞いておりますけど、その抽選の仕方では裁判員制度というのも始まるわけですから、私の個人的な意見としては、これからそういう無作為でやった場合には、高齢化が進んでいきますから、年寄りばかりになってしまうのではないかと。私は、むしろ若い人、元気のある方たちにより多く積極的に参加していただきたいと思いますので、そこで何か工夫はできないのかなと、こういうふうに思います。ですから、これは余談ですけど、裁判員制度で裁判員として経験した立場としては、これから裁判員になられる方、選ばれた方ですね、くじでも何でも、そういう選ばれたということは非常にめったにあるものじゃないんです。そういう機会を逃してはいけないと思いますので、そ

ういう機会を生かして、これは自分の人生においても大げさなんですけども、貴重な体験だと思いますので、そういうところで積極的に皆さんには参加していただきたいと思います。

2 番

これに関しては、すごくいろんなことを考えたんですけど、結論が出なかったです。例えば、海外の裁判員制度を実施している国の実情などをもし知ることができるのであれば知りたいなど。だからといって、国が違うんだから、風土も違うし、決してそっくりそのままねることはできないけど、知識としては知っておきたい。何かの今後のアイデアの取っかかりになるかなど。そういう意味で知りたいなど思いました。だから、今言ったように、これからなされる方へのメッセージは臆せず頑張れと。

3 番

さっき1番の方、若い方とおっしゃいましたが、今のおりで若い人もいる、あと年輩の方もいる。いろんな人から意見を聞いたらいいと思います。聞くところによりますと、選挙権がある方はこの権利があるそうですね。だから、私は100歳まで生きるから、100歳まで権利があります。それと、この出る日というのはもう決まっていますよね。だから、これはちょっと危ないなという方は最初からできないときはできなくて、お断りした方がいい。ほかの方にやってもらった方がいいと思います。それから、今ちょっと分かりませんが、途中で後で具合が悪くなったとか、そういう方もいらっしゃるみたいですね。それは、国家賠償問題とか、そういうことを言っていますけど、余り自分に自信がない方、ちょっと気弱な方、そういう方は最初からお断りした方が私はいいと思います。これからやっていく方は、そういう気持ちで真剣に取り組んでいただきたいと思います。

4 番

今後裁判員に当たる人には積極的にやってもらいたい。そのためには、先ほどすごく会社で困っているようでしたので、もっと裁判員制度というものをアピールす

るといふか、こういう趣旨でやって、国民参加でこういうことをやりたいということをもっとアピールしていただかないと、わかっていないと思うんです。実際裁判員制度というのは、必ずしもいい制度ではないと思うんですけど、今までもう何年もやっていますので、検証して、改善するところは改善して、徐々にいい方向になるようにやっていって、全国の人に理解してもらえないといけないんじゃないかなと思います。

5 番

これからの方へのメッセージですけど、皆さんいろいろ言っていますが、同意見で、一度はやると、見方、経験、体験というのが変わってくるはずですよ。私も終わってから会社の皆さんに一言、ぜひやってくださいと。本当に変わることもあって、いい経験、裁判所で裁判官と一緒にあそこに並ぶということがまず一生の中で多分あるかないかで、いい経験をしたので、ぜひ臆せず堂々と、選ばれた以上はその責務を全うしてもらった方が一番いいかなというふうに思っています。

6 番

6年間裁判員裁判をやっていて、これだけ世の中に浸透していないというのは、アピールの仕方が足りないと思います。例えばですけど、職場にも、あなたの会社の誰々さんが選ばれたので、会社としてバックアップをお願いしますとか、そういうこともあったらどうかなと思います。これからなされる方も、子供が小さかったりとか仕事をしている人は参加しづらいと思うので、参加したら参加したで、もう一回やりたいねと。一度経験すると、何度でも経験したいと思うので、一度ぜひ経験してみてくださいというのが言いたいです。

司会者

本当にPR不足ではあるんですけど、去年ぐらいから5年を超えたので、いま一度PRしようというふうにやっているんですけど、そのこと自体も余り伝わっていない感じですかね。裁判所もいろんな企業に出かけていって、裁判員制度の説明とか、なるべく社員の方が来やすいように環境づくりをしてくださいというのを依頼

みしたり、あるいは若い方のお話がありましたけども、大学とか高校に行って裁判員裁判の模擬裁判みたいなのをやってもらって、実際あなたたちが大人になったときにやらなきゃいけないことになりますよということで勉強がてらやっているんですけど、それ自体も余り皆さん方には伝わっていない感じですか。

6 番

授業で教わる学校があるみたいですね。それをもっとやった方がいいと思います。

3 番

私の方の実家なんですけど、何であんなことやったんだ、ばかだ、そんなこと二度とやるななんて言われたけど、私は立派にやったので、私の友達は皆さん、よくやったね、頑張ったねと褒めてくれました。

司会者

ぜひ皆さんの経験を周りの方に少しずつ伝えていただければと思います。ちょっと時間押していますが、記者の方から御質問があればお願いいたします。

茨城新聞

4 番の方に二つほど質問したいと思います。よろしいでしょうか。4 番さんは、一番最初の質問に対して、素人が参加するこの制度はいいことなのか悪いことなのか、まだ判断ができないというふうにおっしゃられました。この意見というのは、一貫して持ち続けているものでしょうか。それとも、裁判を通して何か変わったところはございますか。

4 番

裁判を通して変わったというよりも、その前から。というのは、それまでは裁判員ではなくて、検察官、裁判官、弁護士の三方で審理して、それはそれ専門の方でやられているわけですけど、そこに裁判員が入りますと、国の狙いとして、一般の人にもなじむようにとか、普通の方の意見をもっと入れられるようにというような文言を書いたりしたのがありますが、裁判においては、本当にそれがいいのかなという気がします。裁判というのは、法にのっとって粛々と進めるものであって、

一般の感覚を取り入れるというのはどうなのだろうと。裁判員の方々の意見についても、事件ごとにばらばらというか、裁判員になる前のそれまでの裁判がどんなにひどかったのかは分かりませんが、そういう感じです。

茨城新聞

ありがとうございます。続けて一つだけ質問したいと思いますが、もう開始して6年も経ってしまったので、今さら全部撤回するということはできないと思うんですよね。ですから、認める認めないにしろうまくやっていくしかないと思うんですけど、何か4番さんが考える改善点、具体的なものがあればお願いしたいんですが、そういったものはお持ちでしょうか。

4番

具体的なものは持っていません。

茨城新聞

もう一回原点に立ち返って目的というのを周知徹底させるとか。

4番

そうですね。それと、裁判員に対して遠慮しないことだと思います。裁判員に対して遠慮すると、いいものにならない可能性もありますので、もっと裁判員を積極的に叱咤激励して、どんどん働いてもらったらいんじゃないかなという気がします。

茨城新聞

分かりました。どうもありがとうございます。以上です。

読売新聞

3番さん、4番さんにお伺いしたいと思います。この裁判では、先ほども出たと思うんですけど、裁判の中で、録音、録画をした資料というのが証拠で提出されたと思います、先ほど3番さんもおっしゃっていたと思いますが。その録音、録画、可視化というんですけど、逮捕された人が捜査するとき、今後その録音、録画されたもの、録音、録画しなければならないという法律がこれからできるというのは

御存じでいらっしゃるでしょうか。

3番

今現在そういうことをやっているということは、もう法律はできたのでしょうか。

読売新聞

あるんですけど、それを義務づけるという法律がこれからできるんです。

3番

じゃ、これからは全部録画してください。それを公にして、こうやって裁判所のこういう審理するとき全部の人たちに見てもらいたいと思います。これは、物的証拠ですか、有無を言わせず、やっていませんなんて言わせないで、明白な自供、あと映像、録音、これが一番の証拠になりますね。だから、それは義務づけていただきたいと思います。

読売新聞

実際に録音、録画されたものを見たことで分かりやすくなったというところは評議をする上であるのでしょうか。

3番

そうですね。決定的な瞬間です。だって、口だけじゃわからないでしょうよ。こういうふうにした、ああやった、自供しましただったら分かりませんね、だって私たちがそこにいるわけじゃないから。さっきの話じゃないけど、裁判員がそこに行って証拠を見ましたじゃなくて、証拠はやっぱり物的証拠、映像、録音だと思います。これはずっと続けて、法律化していただきたいです。

読売新聞

一応このときに目の前には被告人がいて、その録音、録画とは違うことを言っているわけですね、否認しているわけなので。そういったときに、その供述の信用性とか、この人が検察官とか警察に言われたんじゃないじゃなくて、本当にこの人が自分で言っているんだと、つまり自分が殺しましたと言っているんだということを判断するためには役に立ったという理解でいいのでしょうか。

3 番

はい，そうです。

読売新聞

ありがとうございます。4 番さん，同じ質問ですが。

4 番

その録音，録画したものは，被告人にも見せる許可をもらうんでしょうか。

読売新聞

被告人には，その録音，録画する時点で，それはもう証拠になるというか，使う前提で撮ることになっているはずなので，被告人も使うということはわかっていると思います。

4 番

だったら，そういう資料があった方がいいと思います。

読売新聞

争点がある場合は，やはり録音，録画を使った方がいいんじゃないかという意見になるんですか。

4 番

そうですね。

読売新聞

どの辺が利点になるというか，裁判員からすると，どの辺が分かりやすくなるから，録音，録画を見たい，聞きたいということになるのかについては，どうですか。

4 番

私たちのときには，もうその中で自分でもそういう犯人的なことがはっきりしていたので，判断の補助になったというか，決定的なものの一つになったというところがあるから，よかったと思いますけど，ほかの複雑な事件に対してどうなのかというのは私は分かりません。

読売新聞

ありがとうございます。あと、同じ質問なんですけど、録音、録画の可視化された映像を見ていない方々はどういうふうに思われるのかと。やっぱり録音、録画とか画像を見た方が分かりやすかったと思うのか、それとも文字で書いたり、あと被告人が目の前で言っていることだけで判断をしていく方がいいのか、それはどう感じるか。とても単純な疑問なんですけど、映像を見た方がよかったと思うのか、どうですか。ケース・バイ・ケースだとは思いますが。

司会者

録音、録画されていたとは思いますが、なかった事件なので、あったときにどう思いますかと聞かれても、ちょっときついかないと思いますけど。

読売新聞

見たいかな、見たくないかなと。

司会者

5番さん、何か。

5番

確かにその証拠物件的なところで判断は多分出てくると思うんですけど、裁判所で当然被告人、参考人とかって宣誓をしますよね。宣誓をすれば、その裁判で言ったことが証言という扱いになるので、あれば越したことはないんですけど、裁判をやる上では、そこで宣誓をしてやるので、私としては参考例で捉えておいた方がいいのかなという思いはあります。

読売新聞

宣誓というのはたしか証人だけで、被告人って多分宣誓しないので、うそについても大丈夫なので、そういったときにはもしあった方がいいのかなと。わからないですよ。なくてもいいかもしれないし、それは問いかけなんですけど。

5番

そうですね。難しいところがあるかもしれません。先ほど言ったように、検察官が事情聴取していて、無理やり言わされたみたいな感じでとっちゃう人もいるし、

自分がやりましたというふうに反省しているんだったら、認めたんだねと捉える人もいるだろうし、賛否両論かなというところがあります。

読売新聞

ありがとうございます。あと、先ほど皆さんのお話を聞いていて、裁判所のPRが足りない、そういうお話があったんですけど、それは正直僕らメディアにもその一端はあるのかなという気はしていて、ただそれはどうやってメディアとしても報道すればいいのかがわからない部分もあって、裁判員裁判はなるべく報道するようにしているんですけど、それでもなかなか伝え切れない。茨城は、民放がないので、基本的になかなかテレビを見ても目につかない。そういった中で、皆さんがメディアに求めることというのは何なのかというのをちょっと聞きたいんです。簡単でもいいので、どういったことをみんなに伝えてほしいかというのがあったらお聞かせください。

1 番

これは、裁判員裁判に関してのことでしょうか。

読売新聞

裁判員裁判を皆さんが言っているように、いろんな人に伝えていった方がいいんじゃないか、もっとこういういいところ、すごくあるというお話だったので、それを伝えるため、もしくは改善点があるとしたら、そういうのを伝えるためには、メディアの役割も大きいと思うんですけど、どういう行動をすべきだと思いますか、率直に。

1 番

まず、メディアとしてはまず正確に報道していただきたいと思いますので、今日特に私はメディア向けに発言したわけではありませんけれども、今回ほかの方たちもいろいろ発言がありますので、こういう意見が出ておりますというようなことを正確に報道されればよろしいのかなと思うんですけども。

読売新聞

2番さん、簡単に。例えばもっとこんな書けよ、そんな感じでも結構です。

2番

自分が経験した裁判の新聞を読んだら、トラックドライバーとやくざの抗争という形になっているんですね。でも、事実は元やくざと現在やくざの幹部。全然読み手にニュアンスが違って伝わるんですが、文字数の関係なのかといろいろ思ったりもするんですけど、締切りの時間とか、なるべくこの内容が正確に伝わるような伝え方をお願いいたします。

3番

たった一言です。事実を正確に報道してください。

4番

裁判員裁判がいいかどうか、悪いかどうかわからないと言っていますが、裁判員裁判はどうかなのかというのを検証していただけたらと思います。それまでの裁判と比べて、例えば裁判員裁判で二審に行った場合、二審で覆される確率が以前の裁判と比べてどうなったとか、いろいろ検証していただいて、今の裁判員裁判のいいところ、悪いところというのを出していただければと思います。

読売新聞

分かりました。ありがとうございます。

5番

PRってのはなんですけど、簡単なんですけど、裁判員制度の commercials を流した方が、より一般的な人には身近になると。ただ、放映時間というか、24時間やっていて、どこに映すか、放映を流すかなんですけど、そういったところでも裁判員制度はあるんだよというのを、かた苦しいことをどこまでやるかどうかは別ですけど、例えば、commercials で裁判員に参加をしようというような心がけというか、皆さんに伝わるような放映をされた方がよいと思います。簡単な commercials というのを、20秒か30秒かわからないですけど、ところどころテレビの commercials を使って流された方が、多少なりとも一般国民の中には目が行きやすくて、こう

いった制度があるんだねというふうに少しでもわかってもらえるといいのかなという思いがあります。

6 番

私も 5 番さんと一緒に、CMで訴えたらどうかなと思うんです。私の周りでは、新聞をとっていない人がすごく多いんです。まず新聞をとっていないと知ることができないので、やっぱりCMかなと思います。

読売新聞

ありがとうございました。

司会者

ほかに質問ございますか。よろしいですか。では、検察官と弁護人と裁判官から後に何か一言あればお話しいただけますでしょうか。

検察官

分かりやすい立証のことであるとか裁判員制度の広報などについて大変貴重な御意見をいただけたと思っております。今日お話しいただいたことを検察庁内でも情報共有いたしまして、今後改善をしていきたいと思っております。どうも本日はありがとうございました。

弁護士

本日はどうもありがとうございました。裁判員裁判というものの自体、一般の人に認知されていないというのは、法曹の世界にどっぷりつかっている人間にはなかなかイメージできなかったことなので、私たちが意識的に裁判員裁判をいろんな人たちに伝えていくという作業も必要なんだということがよく分かりました。本日はどうもありがとうございました。

裁判官

本日はどうもありがとうございました。裁判員裁判が始まる前からいろいろ想像して、なるべくということで改善に努めてきたつもりなんですけど、まだまだ浸透していないというお話を聞きまして、6年経ったんですけど、本当に精進が足りな

いなというふうに今実感しているところでございます。例えば審理について、延びて、非常に私の事件は御迷惑おかけしたんですけれども、ちょっとスケジュールの立て方とかが甘かったなというふうに思っていますので、一つ一つの証拠の関係でも、どうしてこういうふうに時間かかるんだとか、そのあたりもしっかり詰めてやっていきたいというふうに思っています。あと、企業に対する説明の関係でも司会から話がありました。去年から始めたところなんですけれども、まだまだ足りないので、そのあたりも一生懸命やっていきたいと思えますし、裁判員を経験した方と一緒に行ってアピールして、我々だけじゃなくて、実際に経験した方とお話しするといった場も設けておりますので、ぜひ今日お越しいただいた方々については、そういうことがございましたら御協力いただければというふうに思っております。いずれにしましても、こうやって時間をとって皆様からお聞かせいただいたことにつきましては、裁判所だけではなくて、検察庁、弁護士会とともに手をとり合って、できるだけこれからも改善に努めていきたいと思えますので、本日はどうもありがとうございました。

司会者

それでは、これで今年度1回目の意見交換会を終わらせていただきます。長時間でしたが、本当にありがとうございました。